

**東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増
加および東京都市公平委員会共同設置規約の変更について**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 7 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体に、東京たま広域資源循環組合を加えるため、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項で準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定にもとづき、この案を提出いたします。

**東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増
加および東京都市公平委員会共同設置規約の変更について**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から、東京たま広域資源循環組合を加入させ、東京都市公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「、浅川清流環境組合」を「、浅川清流環境組合、東京たま広域資源循環組合」に改める。

附 則

この規約は、令和六年四月一日から施行する。